平成２３年（フ）第１０８号
三重県伊賀市荒木1007番地の１、前住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺２丁目８番12号
債務者　本田　妙子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１５０７号
京都市山科区大宅沢町102番地　リエス沢町103
債務者　河野　明美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１６号
京都市北区上賀茂神山297番地１
債務者　関口　卓男
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１７号
京都府宇治市五ケ庄平野57番地の７
債務者　地内　みき
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１８号
京都府宇治市五ケ庄平野57番地の７
債務者　地内　秀美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１９号
京都府宇治市五ケ庄平野57番地の７
債務者　高　　邦晃
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４７号
京都市左京区岩倉忠在地町362番地１　スカイハイツ岩倉203
債務者　河上　勝彦
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５８号
京都府宇治市五ケ庄古川39番地の２
債務者　坂野　浩之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８３号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟914号
債務者　金山こと　金　　日貴
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９４号
京都市伏見区向島吹田河原町74番地25
債務者　赤松　徳子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０９号
京都市右京区嵯峨天龍寺油掛町５番地１　サンシャインシルク嵯峨105
債務者　橋本　靖彦
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１６号
京都市下京区西七条南中野町45番地　プレジャーコート306
債務者　竹島　千景
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２３号
京都市伏見区向島二ノ丸町387番地　リバーサイド二の丸203号
債務者　登﨑　一則
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８５号
兵庫県西宮市甲子園七番町16番８―101号
債務者　森田　静代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３２号
兵庫県尼崎市富松町４丁目１番18号　ロイヤルメゾン塚口Ｖ103、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　勝田　貴仁
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５９号
広島県三原市久井町下津1450番地
債務者　坂本　槇夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
広島県尾道市栗原町1270番地70
債務者　宮本　智子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
広島県三原市東町１丁目４番７号
債務者　瀬戸　茂美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係